

# 令和7・8年度 盛岡森林管理署管内国有林の

## 森林ボランティアを募集します

**【募集期間：令和7年3月3日（月）～3月14日（金）】**

東北森林管理局 盛岡森林管理署では、近年、植樹・保育の森林づくりや森林の保全活動等森林・林業へのボランティアによる取り組みのニーズが高まりを見せている中で、国有林野におけるパトロール等の森林保全活動や森林環境教育における現地案内や指導の活動について、ボランティアにより協力したいとの要請に応えるため、活動の希望者を募集し「森林ボランティア」として登録しています。

国有林野を「国民の森林」として管理経営をしていく観点からも、広く一般の方々からボランティアとして活動していただいています。

### 1 森林ボランティア活動の内容

- (1) 森林パトロール  
動植物保護（高山植物盗採防止等）及び山火事防止等のための林野巡視等
- (2) 森林環境美化活動  
森林汚染防止のためのゴミ等の收拾、看板の設置等啓発活動等
- (3) 森林案内・指導等  
森林教室、自然観察、体験林業等における現地案内や指導等
- (4) その他  
国有林野の各種標識・看板類の設置・修理、歩道修理等業務への協力

### 2 活動のエリア・活動期間

- (1) 盛岡森林管理署管内（盛岡市、滝沢市、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町に所在する国有林野）とします。そのうち、次の4つのエリアに分けて主な地域のパトロールを実施していただきます。
  - ①岩手山・姫神山・外山エリア（盛岡森林事務所管内）
  - ②葛根田・鶯宿エリア（雫石・南畑鶯宿森林事務所管内）
  - ③志和三山・砂子沢エリア（紫波・盛岡森林事務所管内）
  - ④岩手町エリア（岩手森林事務所）
- (2) **活動期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日の2年間**です。

### 3 活動希望者の申請・登録

- (1) ボランティア活動を希望される方は、盛岡森林管理署長に「森林ボランティア活動登録申請書」を提出して下さい。  
なお、団体として活動を希望する場合は、会員等の申請書をまとめて一括申請することが出来ます。
- (2) 署長は、次の要件を充たし適当と認める者を「盛岡森林管理署森林ボランティ

ア)として認定・登録し、「森林ボランティア活動登録証」を交付します。  
(今回の募集人員は、10名程度を予定しています。)

- ① 森林ボランティア活動に積極的に参加する意欲を有し、盛岡森林管理署長に登録を申請する者
  - ② 森林ボランティア活動の実施に必要な見識を有し、ボランティア活動を継続的に行おうとする者
- (3) 署長は、登録者が不適切な行為を行った場合、活動実績が一定期間無い場合及び登録された者が自ら取消を申し出た場合は、登録を取り消すことがあります。

#### 4 活動の方法等

- (1) 森林ボランティア活動を行った場合は、署長等に対して活動の実施後にその結果の報告について協力をお願いします。(電話等適宜、詳細は別途)
- (2) 森林ボランティア活動を行う際は、署長等が貸与する腕章を着用していただきます。
- (3) 活動は無報酬です。活動に使用する器具・器材・移動手段・交通費等は、原則として活動される方で用意していただきます。また、活動中は安全に十分留意して下さい。活動中のケガには「森林ボランティア保険」(費用負担なしで一括加入します。)が適用されます。(事故の内容により適用にならない場合もあります)。

#### 5 申し込み方法等

森林ボランティアを希望される方は、別紙の森林ボランティア活動登録申請書に必要事項を記載の上、盛岡森林管理署下記担当まで、郵送、FAX、Eメール、持参等にて提出をお願いします。

**【申込期限 令和7年3月14日(金)】**

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2-2-40

盛岡森林管理署 森林ボランティア担当 刈屋(かりや) 宛

電話：019-663-8001、ファックス：019-663-8172

Eメール：masaharu\_kariya060@maff.go.jp



盛岡森林管理署 HP